

議第91号

京都市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について

京都市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成23年 5月16日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例

京都市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1 四条通B地区の項の次に次の2項を加える。

有隣元学区 A 地区	京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）有隣元学区地区地区計画（以下「有隣元学区地区地区計画」という。）の区域のうち、地区整備計画においてA地区として区分された区域
有隣元学区 B 地区	有隣元学区地区地区計画の区域のうち、地区整備計画においてB地区として区分された区域

別表第1 桂坂かえで地区の項の次に次の1項を加える。

桂 坂 第 24 地 区	桂坂地区計画の区域のうち、地区整備計画において桂坂第24地区として区分された区域
--------------	--

別表第2 四条通B地区の項の次に次の2項を加える。

有隣元学区A地区	建築物の用途の制限	建築してはならない建築物 (1) 風俗営業、店舗型性風俗特殊営業又は
----------	-----------	---------------------------------------

		<p>店舗型電話異性紹介営業の用に供するもの</p> <p>(2) 法別表第2 (ほ) 項第2号及び第3号に掲げる建築物</p> <p>(3) 床面積 (床, 壁又は戸で1の住戸として区画された部分の床面積をいう。次項において同じ。) が40平方メートル以上である住戸の数が住戸の総数の3分の2未満である共同住宅</p> <p>(4) 倉庫業を営む倉庫</p> <p>(5) 自動車車庫で次のいずれかに該当するもの。ただし, 建築物に付属するもので, 床面積の合計が同一敷地内にある建築物 (自動車車庫の用途に供する部分を除く。) の延べ面積の合計を超えないものを除く。</p> <p>ア 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの</p> <p>イ 3階以上の部分にあるもの</p> <p>ウ 地盤面からの高さが10メートルを超える部分にあるもの</p>
有隣元学区B地区	建築物の用途の制限	<p>建築してはならない建築物</p> <p>(1) 風俗営業, 店舗型性風俗特殊営業又は店舗型電話異性紹介営業の用に供するもの</p> <p>(2) 法別表第2 (ほ) 項第2号及び第3号に掲げる建築物</p> <p>(3) 床面積が40平方メートル以上である住戸の数が住戸の総数の3分の2未満である共同住宅</p> <p>(4) 倉庫業を営む倉庫</p>

別表第2 桂坂さつき東地区の項の次に次の1項を加える。

桂坂第24地区	建築物の用途の制限	<p>建築することができる建築物</p> <p>(1) 1戸建て専用住宅</p> <p>(2) 診療所</p> <p>(3) 巡査派出所等</p> <p>(4) 集会所</p> <p>(5) 前各号の建築物に付属するもの (令第130条の5に規定するものを除く。)</p>
---------	-----------	--

	建築物の敷地面積の最低限度	150平方メートル
	壁面の位置の制限	<p>敷地境界線までの距離の最低限度 道路の境界線にあつては1.5メートル，隣地境界線にあつては1.2メートル。ただし，次に掲げるものについては，この限りでない。</p> <p>(1) 地階で地盤面上1メートル以下にある部分</p> <p>(2) 自動車車庫の用途に供する建築物又はその部分で，地盤面からの高さが3メートル以下であり，かつ，外壁を有しないもの</p> <p>(3) 敷地境界線までの距離の最低限度に満たない距離にある1若しくは2以上の建築物又はその部分で，次のいずれにも該当するもの</p> <p>ア 物置の用途に供するものであること。</p> <p>イ 地盤面からの高さが3メートル以下であること。</p> <p>ウ 床面積の合計が5平方メートル以内であること。</p>

附 則

この条例は，公布の日から施行する。

提案理由

有隣元学区地区に係る地区計画の決定及び西京桂坂地区に係る地区計画の変更に伴い，新たに地区整備計画が定められた区域内における建築物に関する制限を定める必要があるので提案する。